

2024年2月7日

九州電力株式会社

川内原子力発電所操業差止訴訟の第37回口頭弁論が行われました

— 証人尋問を実施 —

本件は、川内原子力発電所1、2号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第1次（2012年5月30日）から第12次（2019年7月31日）にわたり、提訴されたものです。

当社は、原告が主張するような重大な事故が発生する具体的危険性は無いため、請求の棄却を求めています。

本日、鹿児島地方裁判所において標記の口頭弁論が行われ、当社は準備書面を提出し、当社が新たに策定した基準地震動は合理的なものであること、当社は川内原子力発電所が新たな基準地震動を踏まえても耐震安全性を有することを確認したことを主張しました。

また、原告側証人に対する証人尋問が行われました。なお、次回（2024年2月14日）以降も2回の口頭弁論にわたって、証人尋問が行われます。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上